平成２９年（フ）第２４号
香川県観音寺市豊浜町姫浜720番地１
債務者　篠原　　孝
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後１時30分
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第３６６号
熊本市南区良町５丁目14番12号
債務者　村田　由香
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７２号
熊本市中央区本荘５丁目４番29号　中村コーポ301
債務者　岩山　裕茉
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市中郷町173番地２（２－Ｂ）
債務者　吉田　陽子（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３３５号
静岡県浜松市北区三方原町287番地の４　リミエールＫⅡ－202号室
債務者　石川　敬生
１　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
静岡県浜松市南区頭陀寺町352番地の３サンフェリオｂ、前住所静岡県浜松市浜北区於呂1608番地の３
債務者　小杉　伸子（旧姓大城）
１　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
静岡県浜松市中区上島５丁目16番58号キーミハイツＢ205号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区中央３丁目７番20号
債務者　松浦　利光
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
静岡市駿河区大和１丁目７番12―305号
債務者　村瀬　直也
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４１号
静岡市駿河区桃園町11番５号、旧住所静岡市駿河区高松2458番地の９
債務者　水野　裕也
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８８３号
大阪市西淀川区出来島２丁目８番33号
債務者　増田　直樹
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１９号
大阪府吹田市千里山松が丘９番１号（203）
債務者　倉持　享広
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３６号
大阪府茨木市耳原１丁目１番42号　コーポ細雪105号
債務者　若松　祐二
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目３番10号マンション清和苑306号
債務者　林　　留美
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２３号
大阪府吹田市佐竹台１－５　ＯＰＨ千里佐竹台１－203、住民票上の住所大阪市浪速区日本橋５丁目18番18号
債務者　小方　　武
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４８号
大阪市旭区新森３丁目５番２号　ファースト新森503
債務者　城間　貴美
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部